

スマートワークライフ#N i k k o会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、スマートワークライフ#N i k k o（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、歴史・文化・自然などの特色を活かしながら、市内で活動する事業者間の連携を促進し、新たな魅力を創出することに加え、民間企業や団体と地域との交流の場を提供し、新たな価値の共創を促進することで、企業の多様な働き方に柔軟に対応するとともに、二地域居住などの関係人口の創出や移住・定住、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食事、宿泊、遊び、働く場などの地域資源の魅力ある価値の創出に関すること。
- (2) 同一目的を持つ民間企業や団体（以下「関係団体等」という。）との協力連携に関すること。
- (3) 企業の多様な働き方に対応したリモートワーク環境の向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に関すること。
- (5) 第1号の地域資源や前各号の事業に関する情報の集約や一元的な発信に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、第17条に規定する総会の議決を得て会員のうちから選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長の総轄のもとに、本会の事務を管掌する。

4 監事は、本会の財務を監査する。ただし、監事は、他の役員と兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員任期は、選任された日から翌々年3月31日までとする。ただし、再選を妨げない。

2 役員は、就任時にそれぞれ所属していた関係団体等の役職を離れた場合は、その役員は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

4 会長は、前2項の規程により役員に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 役員は、無報酬とする。

2 役員が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び第18条に規定する役員会の出席に要する経費については、この限りでない。

(会員)

第10条 日光市内で活動する企業、機関、団体又は個人は、本会の会員となることができる。

(加入)

第11条 本会に加入しようとする者は、会長に加入申込みをしなければならない。

2 会長は、前項の加入申込みを受けたときは、入会の可否を判断し、次の総会において報告するものとする。

(権利)

第12条 会員には、次の権利がある。

- (1) 役員を選任の権利
- (2) 総会における発言の権利
- (3) 本会活動によって獲得した権利を享受する権利
- (4) 本会の事業執行及び財務につき、随時事務局の説明を求め、帳簿を閲覧する権利

(罰則)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての権利を停止し、又は除名することができる。

- (1) 本会の統制を乱したとき。
- (2) 本会の体面を汚したとき。
- (3) 本会の秘密に関する事項、その他を漏らし又は通報し、これによって会員に不利益が生じたとき。

2 前項の処罰は、権利の停止については会長の専決により、除名については総会で、出席者の3分の2以上の議決により決する。

3 会員の処罰を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その会員に通知しなければならない。

(脱退)

第14条 会員が本会を脱退しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受けたときは、これを会員名簿から削除し、次の総会において報告する。

(資格喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 就任時にそれぞれ所属していた関係団体等を退職したとき。
- (2) 本会を脱退したとき。
- (3) 会員を除名されたとき。

第3章 会議

(会議の種類)

第16条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第17条 総会は、会長及び会員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 新しい働き方の推進に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (5) 収支予算の決定及び決算の認定に関すること。
 - (6) 役員会に委任する事項に関すること。
 - (7) 会員の加入、脱退及び処罰に関すること。
 - (8) 本会の解散及び財産の処分に関すること。
 - (9) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない会員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面若しくはオンラインで議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席した会員（前項ただし書きにより議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要と認めたときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 3 役員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) プラットフォームの設置並びにプラットフォームへの付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
(プラットフォーム)

第19条 本会に、次のプラットフォームを設置する。

- (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
 - (2) 交通・M a a S
 - (3) 企業発掘・金融支援
 - (4) ワークプレイス
 - (5) プロモーション
- 2 前項各号に掲げるプラットフォームが所管する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域資源【食・泊・遊・働】
 - ア 会員が提供するサービス（以下「サービス」という。）の付加価値の向上に関すること。
 - イ サービス提供者及び旅行者の交流並びにサービス提供者又は旅行者の紹介、仲介及び調整に関すること。
 - ウ 関係団体等の連携及び本会への加入促進に関すること。
 - (2) 交通・M a a S
 - ア 利用者の利便性向上のための二次交通の確保に関すること。
 - イ 関係団体等の連携による交通サービスの拡充に関すること。
 - (3) 企業発掘・金融支援
 - ア サービス提供者又は企業の紹介、仲介並びに調整に関すること。
 - イ サービス提供又は企業の組織的利用に要する経費の資金調達に関すること。
 - ウ 会員のプラットフォームへの参加促進に関すること。
 - (4) ワークプレイス
 - ア サービス提供に係る通信環境の整備に関すること。

イ サービスのデジタル化及びICT環境の整備に関すること。

ウ その他サービス提供に係る環境整備に関すること。

(5) プロモーション

ア サービスの情報集約及び一元的な発信に関すること。

イ 関係団体等に対する本会活動の周知啓発に関すること

(会長の専決処分)

第20条 会長は、総会及び役員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 財務

(経費)

第22条 本会の経費は、事業収益及びその他の収入をもって充てる。

(財務規定)

第23条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

3 本会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 雑則

(名称の適正使用)

第24条 本会の名称は、本会及び本会に加入する関係団体等（以下「会員等」という。）に限り、使用することができる。この場合において、次の各号に掲げる第三者所有の諸権利を侵害する使用をしてはならない。

(1) 商標登録第 6450878 号、第 6450879 号、第 6450880 号に係る商標との質の誤認
又は他人の業務に係る役務と混同を生じるおそれがある使用

(2) 前号に掲げる商標について、その商標権を所有する者の営業上の信用及び利益
を害し、正常な取引秩序を乱すおそれのある使用

2 会員等が、前項各号の規定に該当する使用により、その商標権を所有する者に損害を
与えたときは、日光市が当該商標権を所有する者と別に締結する契約に基づき請求され
た損害賠償の額に相当する額を、当該使用をした会員等に対し、請求するものとする。

(解散)

第 25 条 本会は、第 2 条に規定する目的が達成されたと認められるときに解散し、解散
時に有する残余財産を処分するものとする。

2 本会を解散するときは、総会の議決を経て、会員全員の過半数の同意を得なければな
らない。

3 前項の同意に関する手続は、会長が別に定める。

(委任)

第 26 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、本会設立後最初に開催される総会については、
日光市長が招集する。

3 本会の令和 4 年度における会計年度は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、前項に
定める日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

参考様式1（第11条関係）

入会申込書		申 込 日：	年	月	日
団 体 名 ：					
部 署 名 ：					
業 種 ：					
(フリガナ)					
名 前 ：					
住 所 ：					
〒					
電 話 番 号 ：					
メ ー ル ：					
*elgana のログインIDとなります。					
<p>関心のあるプラットフォームに○をつけてください。(3つまで)</p> <p>1 地域資源（食・泊・遊・働） 2 交通・MaaS</p> <p>3 企業発掘／金融支援 4 ワークプレイス</p> <p>5 プロモーション</p>					

参考様式2（第14条関係）

退会届		届 出 日：	年	月	日
団 体 名 ：					
(フリガナ)					
名 前 ：					
退会理由 ：					
メ ー ル ：					
*elgana のログインIDと同一のもの。					

スマートワークライフ#N i k k o組織図 (参考資料)

